

令和7年8月大井町教育委員会定例会 会議録

日 時 令和7年8月19日（火）13時30分～14時40分
場 所 大井町役場 3階 301会議室
出席委員 夏苺一壽教育長、中條政夫教育長職務代理者、小嶋真希委員、太田吉昭委員、
高橋美恵子委員
出席職員 矢吹高広教育総務課長、有馬清美生涯学習課長、山本順一指導主事
【書記】草柳孝子教育総務課副課長
欠席委員 なし
欠席職員 荻野義信社会教育主事
傍 聴 人 2人
会議内容

- 1 開 会 夏苺教育長から開会の宣言をする。
会議に入る前に、傍聴の申し出があったので、大井町教育委員会傍聴人規則により許可している旨を伝える。
- 2 前会議録の承認 令和7年7月定例会の会議録が承認され、中條教育長職務代理者と高橋委員が会議録に署名する。

3 教育長の報告

- (1) 教育長の報告 資料により夏苺教育長が説明する。
(要旨)

本日開催の足柄上地区教育長会は私用のために欠席させていただいたが、先ほど会議内容についての連絡を受けた。

会議では、冒頭、小田原薬剤師会から学校環境衛生検査に伴う報酬の見直しの要望が出された。続いて、夏季休業中の幼児・児童・生徒の様子、学校体育館の空調設備設置状況、熱中症対策などの情報交換を行った。

また、令和8・9年度神奈川県市町村教育委員会連合会の役員は開成町と松田町で対応していただくことになった。中條教育長職務代理には2年間にわたり監事を務めていただき、ありがとうございました。

7月31日の教育支援センター訪問は、夏休み期間中の開室に伴い、その状況把握を行ったが、中学生と卒業生数名が通室し、元気に生活しているとのことであった。

8月8日は中学生洋上体験研修と中学生英語体験研修の出迎えを行った。今年度は8月6日から2泊3日の同日開催で実施したが、いずれの体験研修においても参加した生徒は満喫した様子であった。

8月12日の満3歳児保育利用希望者面接は、今年度も9月から開始するにあたり、大井幼稚園を希望する3名の保護者を対象に行った。募集人数にはまだ達していないので、引き続き募集していく。

8月15日は、13日からの学校閉庁日に伴い教職員が不在になることから、各園学校を巡視するとともに、小学校3校のプールにおける子どもの様子も見てきた。なお、今年度も閉庁期間中の教育総務課への緊急電話は一件もなかった。

大井町議会第3回定例会が9月2日から開催されるが、一般質問は10名の議員からあり、教育に関する質問は5名から出される。

(2) 各課・給食センターからの報告

①教育総務課関係事業報告

学校給食センター関係事業報告 資料により矢吹教育総務課長が説明する。

②生涯学習課関係事業報告 資料により有馬生涯学習課長が説明する。

【質問・意見なし】

4 議 事

議決事項に入る前に、議決事項と協議事項に係る順序の一部入れ替えについて諮る。

議決事項の議案第11号の内容が協議事項1点目の「大井町立幼稚園の今後の運営について」の協議結果を踏まえたものとなるため、これを先に協議したい。

【異議なしと認める】

(2) 協議事項

○大井町立幼稚園の今後の運営について

資料により草柳教育総務課副課長が説明する。

(夏苅教育長)

ただいまの説明に関して、質問・意見がありますか。

(中條教育長職務代理者)

現場の園長先生や教頭先生の意向を踏まえた上での案なので、この方向で進めてよいかと思います。預かり保育の拡充に関して、大井第二幼稚園で早朝保育、延長保育、長期休業保育を実施するということですが、今までの相和幼稚園児だけでなく、大井第二幼稚園児も対象になるという確認でよいですね。

(草柳教育総務課副課長)

そのようになります。

(中條教育長職務代理者)

認定こども園が開設されることで、大井幼稚園の運営も今後考えていくことになりましたね。

【他に質問・意見なし】

(1) 議決事項

○議案第10号 大井町立の小・中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について

資料により矢吹教育総務課長が説明する。

【承認される】

○議案第 11 号 大井町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について
資料により矢吹教育総務課長が説明する。

【承認される】

○議案第 12 号 大井町子どものための教育・保育給付認定に関する規則の一部を改正する規則について
資料により矢吹教育総務課長が説明する。

(夏莉教育長)

ただいまの説明に関して、質問・意見がありますか。

(太田委員)

改正前も改正後も第 2 条は「児童」の保護者と表記されています。第 2 号様式の表記は「子ども」になっていますが、整合性を取らなくて大丈夫ですか。

(矢吹教育総務課長)

全国統一で名称も含めて「児童」を「子ども」に変更したものと推測されます。

(太田委員)

様式はよいのですが、改正後の第 2 条は「子ども」の保護者に変更しなくてよいですか。

(矢吹教育総務課長)

第 2 条に限らず、前後の条文を含めて「児童」という文言を「子ども」に変更する必要があるかもしれないので確認します。

< 暫時休憩 >

(矢吹教育総務課長)

規則は第 1 条から第 5 条まであり、その中で「児童」という文言がだいぶ使用されています。「児童」という文言は、「子ども・子育て支援法」では小学校就学前児童（以下「児童」）として規則では使われていました。その後改訂され、小学校就学前子ども（以下「子ども」）に変更したので、規則の文言を「子ども」に変更して、次回の教育委員会定例会で審議させていただきます。今回については、様式のための改正ということでお認めいただければと思います。

【他に質問・意見なし 承認される】

(2) 協議事項

○教育委員会の点検・評価について

資料により草柳教育総務課副課長が説明する。

(夏苅教育長)

ただいまの説明に関して、質問・意見がありますか。

(小嶋委員)

一部文言の標記を統一した方がよいと思います。

(草柳教育総務課副課長)

再度点検をして、修正させていただきます。

【他に質問・意見なし】

5 その他

○今後の行事等予定について

資料により矢吹教育総務課長が説明する。

(夏苅教育長)

次々回の定例会は令和7年10月15日(水) 9:30 開会とします。

また、次回の定例会は令和7年9月25日(木) 9:30 開会予定としています。よろしくお願いします。

6 閉 会 夏苅教育長から閉会の宣言をする。